



平成 26 年 11 月 13 日

各 位

上場会社名 株式会社 ア マ ダ
代 表 者 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 岡 本 満 夫
(コード番号 6113 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役兼専務執行役員 磯 部 任
電 話 番 号 0463-96-1111 (代表)

定款の一部変更(商号及び事業目的)に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 13 日開催の取締役会において、平成 26 年 12 月 19 日開催予定の臨時株主総会において「吸収分割契約承認の件」が承認されることを条件として、「定款一部変更の件」(商号及び事業目的)を同株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、持株会社制移行に伴う会社分割等の詳細については、本日開示した「持株会社制移行に伴うグループ再編(吸収分割契約等)に関するお知らせ」により別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

平成27年4月1日(予定)に持株会社制へ移行することに伴い、商号及び事業目的の変更を行うものであります。なお、本定款変更は、会社分割の効力発生を条件として、会社分割の効力発生日(平成27年4月1日予定)に効力が生じるものとします。

また、本件につきましては当該臨時株主総会において、会社分割契約及び定款一部変更の件が承認されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	平成 26 年 12 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 4 月 1 日

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第1条(商号) 当社は、株式会社アマダと称し、英文では <u>AMADA CO., LTD.</u> と表示する。</p>	<p>第1条(商号) 当社は、株式会社アマダホールディングスと称し、英文では <u>AMADA HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。</p>
<p>第2条(目的) 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p>	<p>第2条(目的) 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することおよびこれに附帯または関連する事業を営むことを目的とする。</u></p>
<p><u>1.</u> 金切帯鋸盤およびその他金属工作機械器具の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査</p> <p><u>2.</u> プレス機械およびその他金属加工機械器具の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査</p> <p><u>3.</u> 電子機器の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査</p> <p><u>4.</u> 前各号の機器に関連するソフトウェアおよびコンピューターを利用した情報ネットワークシステムの開発、販売、保守ならびに運営管理</p> <p><u>5.</u> 前各号に関連する金型、工具、付属品および部分品の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査</p> <p><u>6.</u> 土木、建築、電気、鉄骨、プラントおよび造園工事の設計、施工、監理、請負</p> <p><u>7.</u> 育林業</p> <p><u>8.</u> 不動産の賃貸および管理</p> <p><u>9.</u> 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業ならびに貨物利用運送業</p> <p><u>10.</u> 前各号に関連する一切の事業</p>	<p><u>(1)</u> 金切帯鋸盤およびその他金属工作機械器具の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査</p> <p><u>(2)</u> プレス機械およびその他金属加工機械器具の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査</p> <p><u>(3)</u> 電子機器の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査</p> <p><u>(4)</u> 前各号の機器に関連するソフトウェアおよびコンピューターを利用した情報ネットワークシステムの開発、販売、保守ならびに運営管理</p> <p><u>(5)</u> 前各号に関連する金型、工具、付属品および部分品の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査</p> <p><u>(6)</u> 土木、建築、電気、鉄骨、プラントおよび造園工事の設計、施工、監理、請負</p> <p><u>(7)</u> 育林業</p> <p><u>(8)</u> 不動産の賃貸および管理</p> <p><u>(9)</u> 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業ならびに貨物利用運送業</p> <p><u>(10)</u> 総務、会計・経理、購買および人事、労務管理に関する業務等の代行</p> <p><u>(11)</u> 労働者派遣事業</p> <p><u>(12)</u> 前各号に関連する一切の事業</p> <p><u>②</u> 当社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する業務を営むことができる。</p>
	<p>付則 <u>第1条(商号)、第2条(目的)の規定の変更は、平成27年4月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本付則は、上記の効力発生後、これを削除する。</u></p>

以上